

県庁 WAN パソコン用
モバイル回線サービス仕様書

令和 8 年 6 月
兵庫県企画部デジタル改革課

1 件名

県庁 WAN パソコン用モバイル回線サービス

2 調達サービス

データ通信専用モバイル回線

3 納入場所

兵庫県企画部デジタル改革課（兵庫県庁 3 号館 12 階）等

4 納入期限

令和 8 年 10 月 20 日（火）17：00 迄

5 利用期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 15 年 2 月 28 日（月）

※SIM カードは 4 に定める納入期限までに納品し、利用開始日までは費用が発生しないこと。

6 仕様

（1）回線数

- ・ 県庁 WAN パソコン（兵庫県（以下「県」という。）の職員用モバイルパソコンをいう。以下同じ。）で県の庁舎外でのインターネット接続に利用するデータ通信専用モバイル回線 2,800 回線を提供すること。

（2）SIM 規格

- ・ 形状は nanoSIM で、4G(LTE)及び 5G に対応すること。

（3）データ利用容量

- ・ 全回線間でデータシェアできること。
- ・ 1 月あたり全回線合計で 10GB×回線数以上とすること。

（4）対応周波数

- ・ B1, B8, B18, B19, B26 のバンド帯の中から少なくとも 2 つ以上と B3 のバンド帯をカバーしていること。また、5G の n77, n78 のバンド帯のいずれかをカバーしていること。

（5）接続テスト及び初期接続マニュアル等の提供

- ・ 契約締結後、令和 8 年 9 月 15 日までに、県庁 WAN パソコン等との接続の互換性を確認するためのテスト SIM カードを 10 枚以上納入すること。
- ・ 受注者は、契約締結後速やかに県と協議を行い、県に SIM カード情報及

び初期接続マニュアルを提供すること。

- ・ 受注者は、SIM カードの納入時に納入する全カードの ICCID、電話番号等の情報を電子ファイルで県に提供すること。
- ・ 本契約で調達する SIM の端末への挿入・初期接続作業は本契約の対象外とする。

(6) 回線使用料

- ・ 回線使用料は、月額固定料金とすること。
- ・ 初期費用が発生する場合は、使用期間の開始月の回線使用料に合算する。ただし、初期費用は、1 回線当たり月額使用料の範囲内とすること。
- ・ 全回線で (3) のデータ利用容量を超えた場合においても、通信速度制限等による継続利用を可能とし、追加の費用は発生しないこと。

(7) サービス利用状況の確認

- ・ 1 回線ごとに、データ利用容量について、日次単位で県の管理者が一元的に確認できる (当月分に関し、当月中に月初から経過日までの 1 回線ごとの累積データ利用容量を確認できることを必須とする。) 管理者用サービスサイトを提供すること。また、そのデータを出力できること。なお、仮想移動体通信事業者において、回線キャリアの管理者用サービスサイトを提供することも可とする。

(8) 保守

- ・ 契約期間中、県及び県が別途委託している運用・保守業務委託業者からの問い合わせ受付体制を確保すること。
- ・ 問合せ対応 (電話) の受付時間は、原則として 9 時から 17 時までとする (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く。)。ただし、障害対処時、緊急時はこの限りではない。電話又はメールにより事象が解決しない場合は、必要に応じて現地にて事象の確認を行う等、速やかな事象の解決に努めること。
- ・ 紛失・盗難対応として、1 回線ごとに 24 時間 365 日いつでも通信を停止・再開できる機能を管理者用サービスサイト又はこれと同等以上の機能を備えたサポート体制により提供すること。
- ・ 県庁 WAN パソコンの紛失・盗難等があった場合に、県の求めに応じて新しい SIM カード (nanoSIM) を発行すること。なお、新しい SIM カード (nanoSIM) に係る費用及び作業の詳細については、別途県と調整すること。

7 留意事項

(1) 契約不適合責任

県は、本サービスの品質、数量等に関して契約の内容に適合しない状態があるときは、受注者に対して履行の追完を請求することができる。

(2) 機密保持

本サービスの提供上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 再委託の禁止

本サービスに係る業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本サービスに係る業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(4) 法令等の遵守

本サービスの提供に当たり、個人情報保護法、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(5) その他

本サービスの内容に関する不明な事項については、県と受注者の協議により決定すること。また、本仕様書に定めのない事項については、県の指示によるものとする。